



消費者トラブル 困ったときにはひとりで悩まず 消費生活センターへ

「消費生活センター」とは

消費生活に関するさまざまな相談や苦情などを、専門の知識を持つ相談員が受け付け、トラブル解決のためのお手伝いをしています。

相談は無料で、電話または来所で受け付けています。

相談者の秘密は固く守られますので、気軽に相談ください。

場所＝市役所2階（市民相談情報課内）

時間＝月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

問い合わせ＝消費生活センター（☎40 - 1112）、
市民相談情報課広聴・相談担当（☎32 - 3463）

相談専用電話

☎40 - 1112

消費者トラブルに注意！

屋根や給湯器などの点検トラブル、通信販売での定期購入トラブル、大手の会社を名のった架空請求による詐欺などの消費者トラブルは、いつ・誰に起きてもおかしくありません。

「被害にあってしまったかもしれない」、「どうしたらいいかわからない」など、消費者トラブルでお困りの時は、迷わず桐生市消費生活センターへご相談ください。

消費者トラブルFAQ

国民生活センターのホームページでは、相談の多いトラブルをキーワードで検索し、解決情報や相談窓口などを案内する「消費者トラブルFAQ」を掲載しています。詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。



出前講座

消費生活センターでは、消費者トラブルの事例と対策などを紹介する出前講座も行っています。ぜひご活用ください。

消費者ホットライン 「188（いやや!）」

最寄りの消費生活センターを案内する全国共通の電話番号です。

※相談窓口によって受付日・時間が異なります。

5月は消費者月間

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

持続可能な社会を将来に引き継ぐため、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。どんなことが良い消費行動なのか話合ったり、グリーン志向の消費行動や地球を守る消費行動を実際に始めてみたりしませんか。

▶パネル展

消費生活トラブル事例のご紹介やパンフレットの展示などを行います。

期間＝5月19日（月）～23日（金）

会場＝市役所1階多目的ホール